

令和7年条例第17号

京丹波町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 町民と議会の関係（第6条・第7条）

第3章 町長等と議会及び議員の関係（第8条—第12条）

第4章 自由討議の拡大（第13条）

第5章 議会及び議会事務局の体制整備（第14条—第17条）

第6章 議員の政治倫理（第18条）

第7章 条例の位置付け並びに議会及び議員の責務（第19条・第20条）

附則

京丹波町議会は、憲法が定める「地方自治の本旨」を実現するため、二元代表制のもと、町民から直接選挙された機関として、その権能を十分に発揮することにより、町民福祉の向上に寄与する責務がある。

その実現のため、京丹波町の意味決定機関である議会は、その審議過程において、徹底した情報公開による公正性、公平性、透明性及び信頼性を確保し、議決事項については、議会として町民への説明責任を負うものである。また、議会への町民の参画推進を促進することで、開かれた議会を実現し、町民の意見を最大限に反映させる義務がある。

上記の理念に基づき、議会及び議員の活動原則、議会と町民と行政との関係を定めることにより、町民に信頼される議会をつくり、京丹波町発展に寄与することを目指して、京丹波町議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方主権時代にふさわしい議会及び議員活動の活性化と

充実のために必要な事項を定めることにより、「町民参加及び町民との協働」「情報公開及び説明責任」「議会機能の発揮」「政策形成」を柱とする「開かれた京丹波町議会」を実現し、京丹波町の持続的で豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 町民から直接選挙された代表者であることを常に自覚し、公正性、公平性、透明性及び信頼性を重視し、町民参加を不断に追求する開かれた議会を目指すこと。
- (2) 会議の運営については、開かれた議会の実現に向け、常に見直しを図ること。
- (3) 町民が議会を傍聴し、町政に参画する意欲が高まる議会運営に努めること。

(議会の災害時の対応)

第3条 議会は、本町地域において災害が発生した場合は、行政と一体となり、円滑に支援活動が行われるよう協力しなければならない。

2 議会の災害時の対応に関する事項は、議長が別に定める。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府及び合議制の機関であることを十分に認識し、町民の意見を的確に判断し、活発な議論を重んじること。
- (2) 個別的又は地域的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動を行うこと。
- (3) 町政の課題全般について、自己の能力を高め、町民の代表として、ふさわしい活動を行うこと。

(議員事務室の設置)

第5条 議員の活動の原則に資するため、議員事務室を置く。

2 議員事務室の利用に関する事項は、議長が別に定める。

第2章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との協働)

第6条 議会は、町民に開かれた議会とするため、情報公開に積極的に取り組み、透明性を高めるとともに、町民に対する説明責任を果たし、活動情報を積極的に公開しなければならない。

2 議会は、議会に関する条例又は規則で定める全ての会議を、原則として公開しなければならない。

3 議会は、本会議又は常任委員会、議会運営委員会その他特別委員会（以下「委員会等」という。）の運営に当たり、派遣制度並びに公聴会制度及び参考人制度を活用して、町民又は関係者の専門的又は政策的識見を聴き、議会の討議及び政策形成に反映させるよう努めなければならない。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け、審査を行う場合においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

5 議会は、町民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力の充実に努めなければならない。

6 議会は、議案に対する各議員の表決結果を議会広報紙、ホームページ等で公表するとともに、議員の活動に対して、町民の的確な評価に資する情報の提供に努めなければならない。

7 議会は、町民が議会に参画できるよう最大限の配慮をしなければならない。

(議会広聴)

第7条 議会は、議会及び議員の活動原則に基づく町民との多様な意見交換の場として、議会広聴活動を行わなければならない。

2 議会広聴に関する事項は、議長が別に定める。

第3章 町長等と議会及び議員の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第8条 議会は、町政運営を常に監視及び評価し、町長、教育長その他執行機関の長（以下「町長等」という。）及び執行機関関係職員とは、常に緊張関係を保持するよう努めなければならない。

2 本会議又は委員会等において、議員の質問又は質疑に答弁をする者は、論点又は争点を明確化し議論を深めるために、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

3 議員は、法律で規定されている場合を除き、町長等の指揮下にある審議会その他の附属機関の委員として就任しないものとする。

(重要な政策等の説明資料の請求)

第9条 議会は、町長等が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案又は執行における論点又は争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めなければならない。

3 議会は、町政の調査に必要な資料提出の請求を行った場合又は町政について説明を求めた場合は、これに誠実に対応するよう町長等及び執行機関関係職員に求めるものとする。

(文書質問)

第10条 議員は、閉会中において、主体的かつ機動的な議員活動に資するため、議長を経由して、町長等に対して、文書質問をすることができる。

2 文書質問の取扱いに関する事項は、議長が別に定める。

(予算及び決算における政策等説明資料の請求)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、第7条の規定に準じて、分かりやすい政策等説明資料の提出をするよう町長に求めるものとする。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第12条 議会は、町政全般にわたり重要な計画等について、議会と町長等が共に町民に対する責任を担いながら、町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を次のように定める。

（1） 町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に基づく基本計画に関すること。

（2） 前号の基本計画に基づき、町行政の各分野における政策等の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、次に掲げるもの

ア 町民生活の安全、防災、交通、情報通信等に関する計画

イ 福祉、医療、介護、健康、環境等に関する計画

ウ 次世代育成、男女共同参画等に関する計画

エ 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画

オ 都市計画、住宅、上下水道等に関する計画

カ 教育等に関する計画

（3） 町が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの

第4章 自由討議の拡大

（自由討議の活用）

第13条 議会は、議員による討論の場であることを十分認識し、議長は、町長等及び執行機関関係職員に対する本会議又は委員会等への出席要求は、必要に応じたものとし、議員相互の自由な討議（以下「自由討議」という。）の場を設けるよう努めなければならない。

2 議員は、自由討議の拡大に努め、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

3 議会は、自由討議において、積極的な議論を尽くすとともに、併せて町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

4 議員は、自由討議の結果としての議会の統一した意思決定に向けて、合意

形成に努めるものとする。

第5章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

第14条 議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、議員研修の充実に当たり、各分野の専門家等又は町民との研究会又は研修会の開催、ほかの地方公共団体及び議会との連携又は調査研究その他の政策研究の場を積極的に設けなければならない。

3 議会は、その権能を発揮及び発展させるため、研修を深めて議会改革に継続的に取り組み、既存の制度、運営の方法等について、不断の見直しを行わなければならない。

（議会事務局の体制整備）

第15条 議会は、議会及び議員が権能を発揮し、議員の監視及び政策形成能力を高め、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局機能の充実及び組織の体制整備に努めなければならない。

（議会広報の充実）

第16条 議会は、町政に関する重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に公表するとともに、町民からの意見、要望等を取り上げ、広報に反映するよう努めなければならない。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会の広報活動に努めなければならない。

（議会図書室の設置、公開）

第17条 議会は、法第100条第19項及び第20項の規定により、議会の図書室を設置し、これを議員のみならず、町民その他関係者の利用に供するものとする。

2 議会は、議員の政策形成能力の向上に資するため、議会図書室の資料の収集及び充実に努めなければならない。

3 議会図書室の利用に関する事項は、議長が別に定める。

第6章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第18条 議員の政治倫理に関する基本となる事項は、条例で別に定める。

2 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、地位に基づく影響力の不正な行使等により、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

3 議員は、補助金等交付団体の代表に就任しないよう努めるものとする。

第7章 条例の位置付け並びに議会及び議員の責務

(条例の位置付け)

第19条 この条例は、議会における最高規範であり、この条例の趣旨に反する議会関係の諸条例、規則、規定その他の例規（以下「諸例規」という。）を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、任期開始後速やかに、この条例の研修会を行わなければならない。

3 議会は、必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講じなければならない。

(議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び活動原則並びにこれらに基づいて制定される諸例規を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責務を果たさなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の京丹波町議会基本条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。